

○高知県公安委員会が管理する公文書の開示等に関する規則

平成14年3月26日

高知県公安委員会規則第3号

改正 平成17年4月1日高知県公安委員会規則第10号

平成18年2月17日高知県公安委員会規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、高知県情報公開条例(平成2年高知県条例第1号。次条において「条例」という。)第23条の規定により、高知県公安委員会(第3条において「公安委員会」という。)が管理する公文書の開示等に関し必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔平成17年委員会規則10号〕

(実施機関が定める者)

第2条 条例第6条第1項第2号ウの実施機関が定める者は、次に掲げる者とする。

- (1) 警部補以下の階級にある警察官
 - (2) 犯罪の予防、鎮圧又は捜査に関する業務に従事する警部補相当職以下の次に掲げる職員
 - ア 被害者対策に従事する職員
 - イ 暴力相談、ストーカー、悪質商法等各種相談を受理する業務に従事する職員
 - ウ サイバー犯罪(コンピュータ技術又は電気通信技術を悪用した犯罪をいう。)の捜査に従事する職員
 - エ 警察用航空機又は警察用船舶の乗務員
 - オ 少年補導職員
 - カ 覚せい剤等薬物及び生活経済事犯の捜査に関する業務に従事する職員
 - キ 捜査資料の整理、分析、調査等に関する業務に従事する職員
 - ク 犯罪手口捜査に関する業務に従事する職員
 - ケ 特殊装備品の管理運用等に従事する職員
 - コ 外国人被疑者の取調べ等の通訳業務に従事する職員
 - サ 鑑識又は鑑定の業務に従事する職員
 - シ 交通巡視員
 - ス 交通事故事件現場の写真を図化する業務に従事する職員
- 一部改正〔平成17年委員会規則10号〕

(公文書の開示等)

第3条 公安委員会が管理する公文書の開示等については、この規則に定めるも

ののほか、知事が管理する公文書の開示等に関する規則(平成2年高知県規則第21号)の規定の例による。

一部改正〔平成18年委員会規則1号〕

(委任)

第4条 この規則に定めるもののほか、公文書の開示等に関し必要な事項は、警察本部長が別に定める。

一部改正〔平成18年委員会規則1号〕

附 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成17年4月1日高知県公安委員会規則第10号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年2月17日高知県公安委員会規則第1号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。